

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【事業年度】	第18期(自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)
【会社名】	株式会社セルシス
【英訳名】	C E L S Y S , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 崎 慎 也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木四丁目27番25号 (注) 同所は登記上の本店所在地であり、平成21年2月、「東京都新宿区西新宿四丁目15番7号」に登記変更する予定であります。
【電話番号】	03-3372-3156 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 伊 藤 賢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	03-3372-3156 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 伊 藤 賢
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月
売上高 (千円)	549,235	679,661	1,120,480	1,773,138	2,445,754
経常利益 (千円)	7,985	31,126	88,278	71,887	432,200
当期純利益 (千円)	3,171	28,559	75,247	38,566	240,744
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	305,971	398,455	548,455	735,762	745,402
発行済株式総数 (株)	5,047	7,545	26,385	29,451	29,805
純資産額 (千円)	336,063	549,840	925,088	1,338,001	1,605,847
総資産額 (千円)	554,291	773,697	1,180,453	1,659,032	2,224,656
1株当たり純資産額 (円)	66,586.84	72,874.82	35,061.14	45,431.45	53,552.39
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	800
1株当たり当期純利益 (円)	649.26	4,481.97	3,055.37	1,331.80	8,152.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	1,252.48	7,762.68
自己資本比率 (%)	60.6	71.1	78.4	80.6	71.7
自己資本利益率 (%)	1.1	6.4	10.2	3.4	16.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	101.4	12.6
配当性向 (%)	—	—	—	—	9.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,645	55,155	195,152	35,161	636,686
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	126,508	113,567	205,953	206,733	680,429
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	80,729	176,129	245,819	343,580	5,060
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	141,053	258,770	493,788	665,796	627,114
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	52 〔 21 〕	60 〔 30 〕	89 〔 85 〕	119 〔 102 〕	139 〔 107 〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第14期、第15期および第16期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株引受権および新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 第14期、第15期および第16期の株価収益率は当社株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
- 6 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 7 当社は平成18年 9 月 5 日付けで株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。
なお、第16期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成3年5月	神奈川県横浜市緑区にコンピュータとグラフィックの融合する領域で、オリジナリティーのある事業活動を行うことを目的とした、株式会社セルシス(資本金10,000千円)を設立。
平成4年4月	本社を東京都渋谷区代々木三丁目13番4号に移転。
平成5年9月	業務用アニメ制作ソフトウェア「RETAS!PRO Ver.1.0」発売。
平成7年5月	本社を東京都渋谷区代々木四丁目23番13号に移転。
平成8年3月	本社を東京都渋谷区代々木三丁目43番3号に移転。
平成10年10月	本社を東京都渋谷区代々木四丁目27番25号に移転。
平成13年8月	マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio Ver.1.0」発売。
平成15年11月	KDDI(au)「CDMA 1X WIN(Java版)」で携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」が公式ビューアとして採用。「コミックステーション」で本格的携帯電話向け電子コミック配信サービスが始まる。
平成15年12月	電子コミック制作ソフトウェア「ComicStudio Enterprise」発売。
平成16年6月	NTT DoCoMo「FOMA 900iシリーズ」向けコミック配信サービス「まんが稲妻大革命」で「ComicSurfing」採用。
平成16年12月	Vodafone(現ソフトバンク)「Vodafone live!」向け電子コミックサイト「Handy ブックショップ」で「ComicSurfing」採用。
平成18年10月	携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」は、小説などの文字系コンテンツ閲覧にも対応した総合電子書籍ビューア「BookSurfing」へバージョンアップ。
平成18年12月	名古屋証券取引所セントレックス市場へ株式を上場。
平成19年7月	総合電子書籍ビューア「BookSurfing」がウィルコム社製のスマートフォン「Advanced / W-ZERO3 [es]」に対応。
平成20年4月	総合電子書籍ビューア「BookSurfing」がイー・モバイル社製の携帯電話「H11 T」に対応。

3 【事業の内容】

当社は、日本の誇るコンテンツ文化であるアニメ、マンガ産業がより活性化することを目的に、様々な角度からIT技術で支援しております。

アニメ作品、マンガ作品の制作をパソコンで可能にするソフトウェア、また、第3世代携帯電話を中心とした新しいデジタルメディアでマンガ作品が読めるビューア（１）や、そのオーサリング（２）ツールなど、アニメ、マンガ産業のニーズに特化した開発を行っております。

このような技術開発を基に当社におきましては、ツール事業、モバイル事業およびマルチメディアコンテンツ事業の3事業を営んでおります。

ツール事業におきましてはアニメ作品、マンガ作品の制作がパソコンでできるアプリケーションソフトウェア開発・販売をおこなっております。

モバイル事業におきましては、携帯電話向けマンガビューアおよびそのオーサリングツールの開発・販売から配信コンテンツの受託制作まで、マンガのデジタル配信に関するトータルなソリューションを提供しております。

またマルチメディア（３）コンテンツ（４）事業におきましては受託によりインタラクティブ性の高いコンテンツ制作を行っております。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

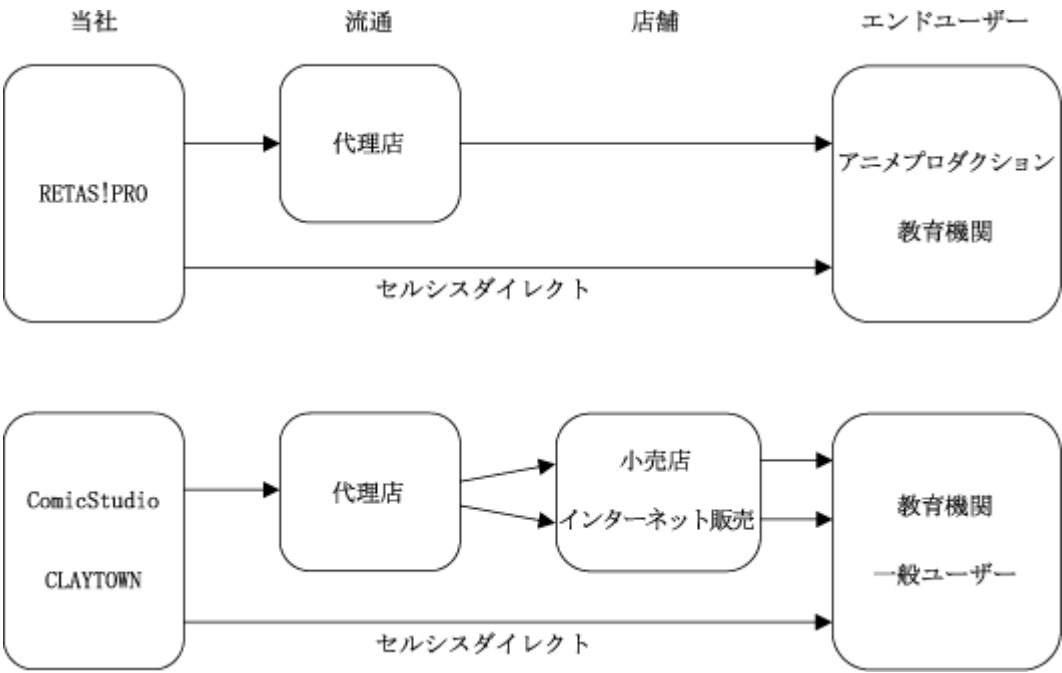
(1) ツール事業

ツール事業におきましては、アニメ、マンガの制作現場のデジタル化をめざし、アニメ制作ソフトウェア「RETAS!PRO」シリーズおよびマンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズの企画から開発まで、すべて自社内で行っております。当社では「RETAS!PRO」および「ComicStudio」を、作品を創り出すための道具（ツール）と位置づけており、その由来を以って同事業を「ツール事業」と称しております。

「RETAS!PRO」は、業務用のアニメ制作ソフトウェアのデファクトスタンダードとして、国内外のアニメプロダクションおよび学校に販売しており、現在国内でオンエアされているTVアニメのほぼ全てに使用されております。「RETAS!PRO」の主な売上形態は、直販または販売代理店を通してのパッケージ販売となっております。

また、プロフェッショナル・アマチュアを問わずマンガ作家をターゲットユーザーとしたパッケージソフトウェア「ComicStudio」シリーズと、コンシューマー向けのコマ撮りアニメソフトウェア「CLAYTOWN」は、主に、PC流通業者・小売業者、当社が運営するEコマースサイト「セルシスダイレクト」を通して販売しております。

ツール事業の系統図は、次のとおりであります。



「RETAS!PRO」シリーズ

次のような製品があります。

STYLOS HD	レイアウト・原画・動画の作成から作画修正、影指定など、作画工程をカバーするデジタル作画ツール
TraceMan HD	紙に描かれた動画や背景画をコンピュータに取り込み、ペイントに適した画像へトレース処理を行うスキャンングおよびトレースツール
PaintMan HD	動画の彩色から色指定、特殊効果、セル検査など、仕上げ工程をカバーするペイントツール
CoreRETAS HD	彩色されたセルや背景などの素材を組み合わせ、カメラワークや特殊効果をつける撮影ツール
QuickChecker	紙に描かれた原画や動画をビデオカメラを使って画像として取り込み、動画のチェックを行うラインテストツール

（注）「RETAS!PRO」シリーズにつきましては、一般ユーザーをターゲットにすることを目的に、平成20年12月19日より「RETAS STUDIO」に名称を変更し、「STYLOS HD」、「TraceMan HD」、「PaintMan HD」、「CoreRETAS HD」の4つのソフトウェアを1パッケージの製品（機能は同じ）として販売を行っております。なお、販売方法（事業の系統図）につきましては、上記の「ComicStudio」および「CLAYTOWN」と同じ図式となります。

「ComicStudio」の主な機能

マンガ制作の全ての工程をPC上で行え、イメージした作品に仕上がるまで、何度でも簡単に修正を行うことができます。次のような機能があります。

機能	機能の内容
原稿用紙の設定	テンプレートから4コママンガ、ハガキサイズ、提携印刷所入稿用など好みの原稿用紙を選択したり、オリジナルの原稿用紙を作ることができます。
ラフなページ構成の制作	「鉛筆ツール」を使用し、ページの上にマンガの設計図となるネーム（絵コンテ）を描くことができます。
下描き	ネーム（絵コンテ）を元に「鉛筆ツール」で下描きをすることができます。
コマ割り	コマを割りたい部分を「枠線定規カットツール」でカットすることにより、簡単にコマ枠線を作成できます。
ペン入れ（絵を描く）	下描きを元に「ペンツール」で綺麗にペン入れをできます。
背景	写真や3Dデータをベースにしたり、定規機能を使って背景を描くことができます。
仕上げ・効果線	作品に集中線や効果線を入れられます。
仕上げスクリーントーン	選択した範囲にドラッグ＆ドロップでトーンを貼り付けることができます。
セリフ入力	フキダシを作成しセリフを入力することができます。

「ComicStudio」の特徴

次のような特徴があります。

特徴	特徴の内容
マンガ制作をトータルにサポート	PC上で「マンガを描く」という機能に加え、道具や素材の入手、完成した作品の出力や発表等「マンガを描く」以外のマンガ制作のプロセスをサポートする機能やサービスまでトータルに提供します。
手描きと変わらない自然なペントッチ	「ベクトルマップテクノロジー」と高度な筆圧感知機能により、紙と変わらない描き心地と自然なペントッチを再現します。
デジタルならではの簡単なトーン作業	解像度に依存しないトーンデータを生成するため、デジタルマンガ特有の「モアレ」の心配がなく、時間のかかるトーン作業も簡単です。有名ブランドトーンをはじめ多数のトーン素材を収録しています。
制作時間の短縮・作業効率の大幅アップ	ペン入れ後の線の描き直しやトーンの貼り替え、セリフの修正など、変更・修正が思いのままなので作業効率が大幅にアップします。
ワンソース・マルチユースに対応	ベクターベースのComicStudioフォーマットだから繊細で高品位な印刷結果はもちろん、印刷所へのデジタル入稿や画像を変換してWebに掲載するなど作品をマルチユースできます。
新しいマンガ表現の可能性	多彩な機能を使ってアナログにはない特殊な技法も思いのまま。デジタルならではの新しい表現が可能なので創造力が無限に広がります。

(2) モバイル事業

モバイル事業におきましては、ツール事業の基盤をベースに「ケータイでマンガを読む」という新しい生活習慣・新しい文化の創造を目的として、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社（au）、ソフトバンクモバイル株式会社等の第3世代携帯電話をターゲットに、

携帯電話機でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BookSurfing」の開発・販売（単体での使用許諾および携帯電話機への初期導入（組み込み）用としての使用許諾）

マンガなどのデータを携帯電話配信用に加工するためのオーサリングソフトウェア「ComicStudioEnterprise」の開発および販売

配信サービス提供事業者などからの受託による「ComicStudioEnterprise」を用いての配信コンテンツの制作（既存マンガの電子データ化）

コンテンツ配信・仲介用のデーターサーバー「ComicDC」の開発およびレンタル

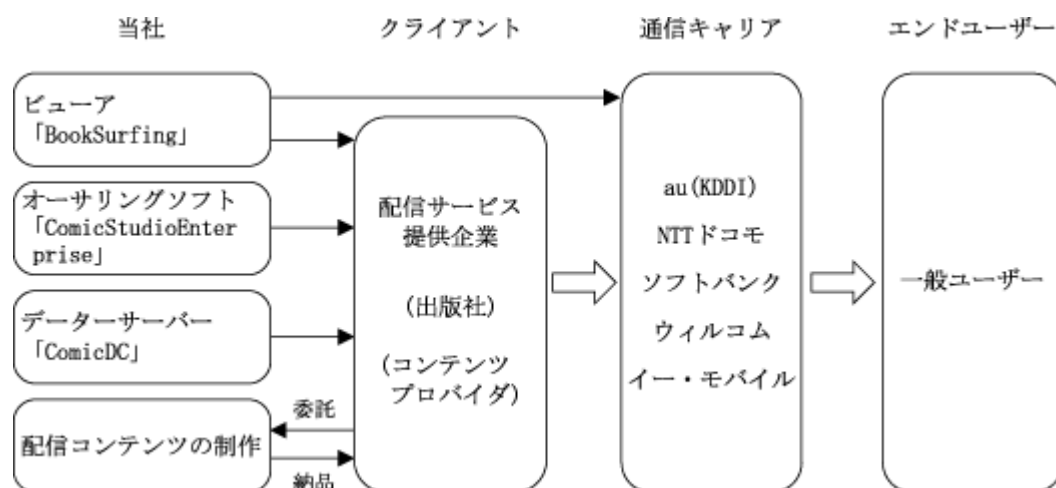
などを、ワンストップに提供しております。

現在主流となっている第3世代携帯電話は、パケット通信料の定額化、大容量コンテンツを高速に転送できる通信速度の向上、画面の高解像度化などにより、マンガ作品に代表される複数の精細画像で構成されるコンテンツのプラットフォームとして十分な能力を持っております。

携帯電話向けマンガビューア「ComicSurfing」（現総合電子書籍ビューア「BookSurfing」）は、パケット定額制サービス開始と同時にKDDI株式会社（au）の公式マンガビューアとして採用されており、エンドユーザーの利用に応じて同社から当社に対して直接ビューア使用料が支払われます。その他の通信キャリアにおいてもデファクトスタンダードとなっており、これらを介した配信については、エンドユーザーの利用に応じて配信サービス提供事業者等から当社に対してビューア使用料が支払われます。

本事業の主な売上構成は、上記の「BookSurfing」に関するビューア使用料のほか、「ComicStudioEnterprise」の販売およびこれを利用したコンテンツの受託制作料、ならびに「ComicDC」に関するサーバー利用料となっております。

モバイル事業の系統図は、次のとおりであります。



「BookSurfing」による電子書籍の表示方式

次の3つの方法があります。

紙芝居ビュー	マンガ、アニメ、写真集等の画像を、画面サイズに合わせ1枚づつ紙芝居のように展開する表示方式
スクロールビュー	1枚のページ画像をスクロールしながら再生する表示方法
テキストビュー	縦書き／横書きに対応し、小説等のテキストを表示する表示方式

「BookSurfing」の特徴

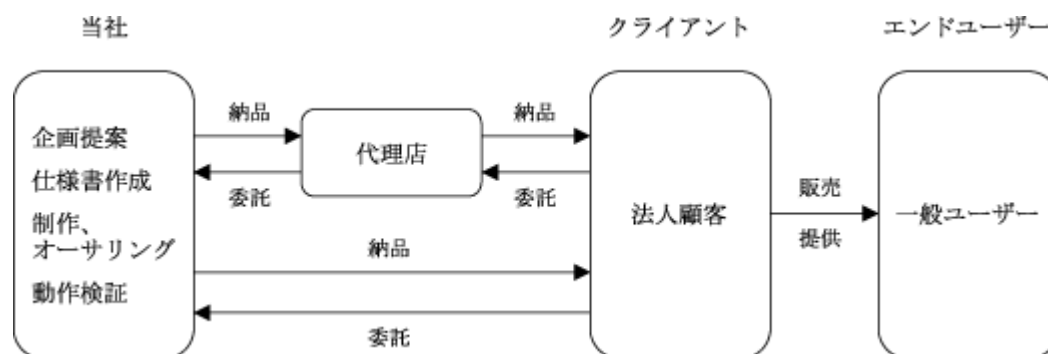
次のような特徴があります。

機能	機能の内容
サウンド	ストーリーにあわせて効果音やテーマ曲を鳴らすことができます。
バイブレーション	ストーリーにあわせて携帯電話をバイブレーションさせ臨場感を高めることができます。
ホットスポット・URLジャンプ	指定したサイト（URL）へリンクすることができます。
字幕	字幕やお知らせなどの文字列をスクロールして表示することができます。
豊富な画面効果	画面や場面の切替え時に100種類を超える演出をつけることができます。
フキダシの拡大	小さな文字も読みやすいようにフキダシを拡大することができます。
パラパラアニメ機能	1回の操作で数枚の画像が自動で進行し、簡易アニメーション的な演出ができます。
分岐設定	選択肢を作成し、回答内容によってストーリーが展開する分岐の設定ができます。

(3) マルチメディアコンテンツ事業

マルチメディアコンテンツ事業におきましては、法人顧客からの受託によって、インタラクティブ性の高いコンテンツを中心に年間約200タイトルを制作しております。教育ソフト、テレビ番組向けゲーム、雑誌付録、電子マニュアルなどの各種コンテンツを取扱い、企画提案からデザイン・プログラム・検証など、納品までの全制作工程を自社内で行っております。

マルチメディアコンテンツ事業の系統図は、次のとおりであります。



1 ビューア

静止画や動画などのコンテンツをスムーズに閲覧するためのソフトウェア。

2 オーサリング

文字・画像・音声・動画といった複数のマルチメディア要素をデジタル的に編集し、ひとつのデータやタイトルにまとめること。

3 マルチメディア

コンピュータ上で文字・静止画・動画・音声など様々な形態の情報を統合して扱うこと。利用者の操作に応じて情報の表示や再生の仕方に変化が生まれる双方向性（インタラクティブ性）を有する。

4 コンテンツ

様々なメディア上で流通する「映像」「音楽」「ゲーム」「図書・画像・テキスト」など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される「情報の内容」のこと。

4 【関係会社の状況】

平成20年10月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(関連会社) 5digistar株式会社	兵庫県神戸市 中央区	148,888	ソフトウェア開発	(所有) 直接19.6	ソフトウェア開発の外 注、役員の兼任2名

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
139 〔107〕	32.9	2.5	4,980,691

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。
3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマーを含みます)の年間平均雇用人員であります。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 従業員が最近1年間において20名増加しておりますが、これは事業拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

平成20年10月末で携帯電話の契約加入台数は1億513万台（前年同月比5.5%増）、その中で第三世代以上の携帯電話の契約数は9,438万台と、全契約数の90%に迫っております。（前年同月は8,069万台、全契約数の81.0%）（出所：社団法人電気通信事業者協会）

より高機能な携帯電話が浸透し、大容量、高速データ通信可能な携帯電話の割合が増加し標準化しております。通信料定額制の普及が進む中、ゲーム、音楽、電子書籍等のリッチコンテンツも生活の中に浸透してまいりました。

このような市場環境の中、モバイル事業に経営リソースを集中した結果、売上高、利益ともに前事業年度を大きく上回ることができました。

その結果、平成20年10月期の売上高は2,445,754千円（前年同期比37.9%増）となりました。利益面につきましては、モバイル事業の売上が堅調に推移し売上総利益が高く推移したことにより、営業利益は432,988千円（前年同期比359.2%増）、経常利益は432,200千円（前年同期比501.2%増）、当期純利益につきましては、45,985千円の特別損失の計上により240,744千円（前年同期比524.2%増）となりました。

当事業年度の経営成績は、売上高、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

<モバイル事業>

平成20年10月末現在、携帯電話でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BookSurfing」を導入するサイト数が、NTTドコモ、au（KDDI）、SoftBank、ウィルコム、イー・モバイルの5キャリア合計634サイト（前年同月比51.7%増）、提供されているコンテンツのファイル数は2,260,000ファイル以上（前年同月比170.4%増）となり、モバイル事業につきましては、前事業年度に引き続きまして電子コミックを主とした携帯電子書籍市場の拡大に伴い堅調に推移しました。

その結果、売上高は1,803,251千円（前年同期比55.8%増）となりました。

なお、当事業年度から「BookSurfing」がイー・モバイル社製の端末機「H11T」に対応し、国内通信キャリア数は上記記載の5社となり、アップル社の「iPhone 3G」、「iPod touch」に代表されるタッチパネル方式の携帯電話といった、新たに登場するデバイス機器向けの研究開発に積極的に対応し、今後の事業展開のベースとなる施策を推進してまいりました。

また、今後は海外においても広く利用可能になるようグローバルな視点で、韓国、台湾、中国等、アジア圏における海外営業に向けた施策を中長期的な視点から開始いたしました。

<ツール事業>

ツール事業につきましては、前事業年度末に幅広いユーザーをターゲットにすることを目的としてリリースいたしました、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio 4.0」が引き続き堅調に推移しました。また、当事業年度第4四半期では同製品のマッキントッシュ版「ComicStudio 4.0 for Mac OS X」のリリースを行いました。その結果、売上高は381,510千円（前年同期比6.9%増）となりました。

また、海外のソフトウェア販売会社と代理店契約を締結する等、今後のグローバルな展開および中長期的な視点から施策を推進いたしました。

<マルチメディアコンテンツ事業>

教育ソフト、テレビ番組向けゲーム、電子マニュアル等の受託制作を行うマルチメディアコンテンツ事業においては、前期から引き続き定顧客からの大型案件の受注と継続取引により、売上高は260,992千円（前年同期比0.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ38,682千円減少し、627,114千円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、636,686千円(前事業年度35,161千円)となりました。

これは主として、売上債権の増加17,685千円等資金の減少要因があったものの、税引前当期純利益386,215千円の計上に加え、減価償却費156,767千円、前受金の増加36,343千円、仕入債務の増加21,751千円等資金の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、680,429千円(前事業年度206,733千円)となりました。

これは主として、ソフトウェア等の無形固定資産324,251千円の取得、有形固定資産51,297千円の取得、投資有価証券の取得67,660千円、関係会社株式の取得71,772千円、事務所移転に伴う敷金の差入れ153,763千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、5,060千円(前事業年度343,580千円)となりました。

これは主として、長期借入金の返済14,220千円があったものの新株発行による収入19,280千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	956,607	134.1
ツール事業	294,747	134.4
マルチメディアコンテンツ事業	197,410	90.7
合計	1,448,765	126.0

- (注) 1 金額は、当期総製造費用によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	147,930	221.0
ツール事業	91,472	105.9
マルチメディアコンテンツ事業	—	—
合計	239,403	156.1

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	1,579,684	116.8	70,379	23.9
ツール事業	381,510	106.9	—	—
マルチメディア コンテンツ事業	252,607	96.0	14,190	62.9
合計	2,213,802	112.2	84,570	26.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
モバイル事業	1,803,251	155.8
ツール事業	381,510	106.9
マルチメディアコンテンツ事業	260,992	100.7
合計	2,445,754	137.9

(注) 1 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)		当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
K D D I 株式会社	147,028	8.3	327,574	13.4
N T T ソルマーレ株式会社	175,340	9.9	252,900	10.3
株式会社ベネッセコーポレーション	182,792	10.3	197,225	8.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題と対処の方針は次のとおりであります。

人材の確保および育成

当社は、急速な技術革新への対応と継続的な研究開発等が事業拡大には不可欠であり、このような環境や変化に対応し、適切にニーズに合ったサービスを提供することが可能な体制を構築していくことが重要であると認識しております。

そのために、優秀な人材の確保と育成は事業発展のための根幹と考え、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことにより、業容拡大への源泉としてまいります。また、四半期ごとに人事評価を実施するなど、人事制度面からも社員が能力を発揮するためのモチベーションを高める施策を行ってまいります。

当社が長期的に発展し、株主の皆様のご期待にお応えしていくためには、社会に寄与することのできる有益な製品の開発や、お客様に満足いただける製品の改良や改善、およびサービスの提供に加え、新たな事業の創出による拡大が必須であります。これらの実現のため、当社が長年培ってきたコンピュータ・グラフィックの領域で広く業務・資本提携をも視野に入れた業容の拡大を図ってまいります。

経営規模拡大に伴う組織的対応について

当社は、平成20年10月31日現在、従業員139名が在籍しておりますが、平成19年10月31日時点は119名という組織から成長をしております。今後は従来以上に情報管理を中心に各部門の組織体制や連絡体制を見直し、効率的・有効的な管理体制と情報伝達体制を確立してまいります。

内部統制システムについて

当社は、平成20年12月に内部統制の整備に関する基本方針を公表しており、基本方針に基づき内部統制環境を整え、円滑に運用できる体制の強化に努めております。

会社法、金融商品取引法等で求められる「内部統制システム」の構築を整備し、経営の健全性・透明性を維持・向上させ、当社の企業価値を高める取り組みを行ってまいります。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株式の大規模買付行為に関する一定の合理的なルールの導入

1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本基本方針の骨子に従った具体的な対応策の導入を当社取締役会にて決議し（以下、当社取締役会で決議される当該具体的な対応策を「大規模買付ルール」という。）、大規模買付ルールの内容を適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式を大規模に買付する場合には、当該買付を行う者には、遵守すべき手続があることおよび当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策とします。

2. 本基本方針の骨子

(1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、(a)大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大規模買付行為につき、当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めています。

(2) 対象となる買付等

本基本方針が対象とする買付等は、次の または に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付。

当社が発行者である株券等について公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付。

3. 基本方針

当社は、平成21年1月29日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（何れも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を次のとおり決定いたしました。

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいい、）を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(a)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、）の場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいい、）も計算上考慮されるものとします。）または(b)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等の保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいい、）の合計をいい、各株券等保有割合の算定に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいい、）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいい、）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(1) 導入の理由

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為を受入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社株主の皆様が大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた必要十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要であると考えます。

当社は、株主の皆様をはじめ多くのステークホルダーの下で企業活動を行っております。従いまして、大規模買付者のみならず、当社取締役会の双方からの適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、重大な影響をもちうる大規模買付行為に対して合理的な判断を行ううえで不可欠なものと考えております。

また、昨今の日本市場においては、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされうる環境であることは否定できないと考えております。そのような環境の中で、当社は、大規模買付者による情報の提供、および当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害と認められ

る場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、次のとおり、当社の大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を策定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。これにより、株主の皆様に対して、大規模買付行為に関する判断を行うに足る必要十分な情報や当社取締役会の意見等を提供することが可能となり、株主共同の利益および当社の企業価値に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し実行する方針であります。

(2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(b)それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。

大規模買付情報の主な項目は、次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

上記 から に関しましては取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、かかる意向表明書を受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供いただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきもの

と考えられます。従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様へ説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当該買付提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は当社の企業価値および当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げる何れかの類型に該当すると判断される場合に、当社の企業価値または当社株主の皆様の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が株主共同の利益または企業価値を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善の対抗措置と判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗策として、当社取締役会が一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択

した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者又は一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断が為されることを防止するための独立機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公平不偏の態度で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

本対応方針が、企業価値・株主共同の利益の確保およびその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

(4) 株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断が為されることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日まで株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し、公告する割当期日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

(5) 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、何れの監査役も、上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて上記対応方針を変更し、または新たな対応策を導入することがあります。

本対応方針は、平成21年1月29日開催の当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成22年1月開催予定の当社第19回定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の日までとします。また、同定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会において、本対応方針を継続することを決議した場合には、かかる有効期限はさらに翌年度の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の日まで延長され、以後も同様の取扱いとします。また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1．新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主については、その権利行使を制限されるものとする。）に対し、その所有株式1株につき1個の割当で新株予約権を割当てる。

2．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3．発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、定められた割当総数の範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4．各新株予約権の発行価額

無償とする。

5．各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項およびその他投資家等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社といたしましては、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避および発生した場合の対応に最大限努める方針であります。本項目の記載は当社の事業または当社の株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。当社の株式に関する投資判断は本項目以外の記載内容も合わせて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、以下に記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

業績の変動について

当社の業績は、新しいソフトウェア製品の発売時期および受託制作にかかる成果物の取引先による検収の時期に、比較的大きな売上計上となりますので、これらの影響により当社の業績も変動するという構造となっております。

また、受託開発事業全般において、取引先から成果物に対する検収を受けることで売上計上を行っておりますが、取引先からの受託業務の大きさ、需要動向や検収の時期による影響により、当社の業績も四半期ごとに変動する可能性があります。

主要販売先への依存について

当社の売上高取引金額上位となる取引先は、事業年度ごとに異なります。しかしながら、事業年度ごとに当社の売上高のうち取引金額上位3社の合計金額に着目しますと、平成18年10月期につきましては売上高全体の35.9%、平成19年10月期につきましては売上高全体の29.5%、平成20年10月期につきましては、売上高全体の31.8%をそれぞれ占めております。

当社は、事業構造上、大口取引先との取引の継続は避けられず、現在の主要販売先との取引を今後も引き続き安定的に維持することが必要となり、またそれは可能であるものと想定しております。

大口取引先とは継続的で良好な取引関係を維持しておりますが、しかしながら、これら主要販売先のすべてとの間に長期または継続的な取引契約が存在するものではありませんので、万一現在の主要販売先との取引継続が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社が主に事業展開しているソフトウェア業界は、技術革新の速度およびその変化度が著しい業界であり、新技術、新サービスが次々と生み出されております。当社としては、担当部門において当該技術革新に対応するよう研究開発に努めております。しかしながら、万一、当該技術革新に適切に対応することができなかった場合または当社が想定していない新技術、新サービスが普及等した場合には、当社の提供するソフトウェア、サービス等が陳腐化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

現在、当社の主な事業を推進するうえで、直接的規制を受けるような法的規制はありません。

しかしながら、当社は当社ホームページ上で自社製品の通信販売を行っており、当該事業については「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。

現状、通信販売の売上はわずかですが、将来的に通信販売の売上が増加した場合、今後において現行法令の適用および新法令の制定等、当社の事業を直接的に規制する法令等が制定された場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があり、また、当該規制に対応するために、サービス内容の変更やコストが増加する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は顧客の個人情報を保有・管理しており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者該当します。当社は、同法を遵守し、個人情報が含まれるデータへのアクセス権限の制限、不正な外部侵入を未然に防止するためネットワークセキュリティを強化する等、個人情報が外部に漏洩することのないよう、取扱いには十分に留意しております。さらに当社は、平成19年7月30日付で、経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)より、プライバシーマーク付与の認定を受け、個人情報保護の対策に努めております。しかしながら、完全に外部からの不正アクセス等を防止できる保障はなく、また、人的ミス等社内管理上の問題により、個人情報が漏洩する可能性は常に存在します。万一、個人情報が外部に漏洩するような事態になった場合には、社会的信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、これまで第三者の知的財産権に関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。また、コンテンツの受託制作においては、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先委託企業に確認するよう努めております。しかしながら、当社の事業分野における知的財産権の現況を全て把握することは非常に困難であり、当社が把握できていないところで第三者の知的財産権を侵害している可能性は否定できません。万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求または使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、特許権、商標権等の出願を行い、知的財産権の保全を図っておりますが、これらの出願が認められない可能性や取得済みの特許権等が第三者により侵害される可能性があります。このような場合には、解決するまでに多くの費用や時間を費やすことが予想され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社の事業拡大につきましては、急速な技術革新への対応、継続的な研究開発等が不可欠であり、これらに対応する優秀な人材を適切な時期に確保し、育成することが必要であると考えております。そのため、当社では人材確保に注力するとともに人事評価も四半期ごとに実施する等の施策を行っておりますが、当社が必要とする能力のある人材を計画どおりに確保または育成することができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業の拡大に伴う内部管理体制の確立について

当社は平成20年10月31日現在、従業員数139名の組織体制となっており、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。

当社では、業容の拡大、従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も内部管理体制の充実を図ってまいります。従業員増加に対して組織体制の構築が順調に進まなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

出資等による業務提携について

当社では、当事業年度末で投資有価証券および関係会社株式171,596千円を保有しております。当社は事業シナジーが見込める国内外のコンピュータソフトウェア関連企業に対して出資しております。

また、開発型企業である当社は技術獲得等のためにもM & Aおよび提携戦略は重要であり、必要に応じてこれらを検討していく方針であります。これらの出資先は今後の当社の事業推進に貢献するものと期待しておりますが、出資先の経営環境や経済環境の急変等何らかの事情により、出資・投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全に否定できません。このような場合、出資先の株式の減損処理等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 売買基本契約

会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社セルシス	株式会社コンピュータウェブ	商品売買基本契約	当社のソフトウェア製品等を継続的に取引するための契約	平成14年3月1日から平成15年2月28日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに双方いずれからも契約を終了する旨の意思表示が書面にてなされない場合は、更に同一条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
株式会社セルシス	ソフトバンクBB株式会社	継続的商品売買基本契約	当社のパーソナルコンピュータ用ソフトウェア等を継続的に売買するための契約	平成15年8月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、契約の期間満了1ヵ月前までに双方いずれからも契約を更新しない旨の書面による意思表示のない限り自動的に満了日から更に1年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

(注) 株式会社コンピュータウェブは、平成16年10月1日付けで丸紅インフォテック株式会社に吸収合併されております。

(2) 業務提携契約

会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社セルシス	KDDI株式会社	ソフトウェア・ライセンス契約	携帯電話サービスにおいて、電子コミックコンテンツの受配信を実現するために当社が権利を有するソフトウェアのライセンスの非独占的な権利を許諾	平成16年3月31日から相手方から3ヵ月前の書面の通知により解約されるまで有効に存続する。
株式会社セルシス	ブライムワークス株式会社、バンダイネットワークス株式会社	マンガ閲覧ソフトに関する基本契約	当社が技術を有するマンガ閲覧ソフトについて日本国内および日本国外の通信キャリアおよび携帯電話端末メーカーに当該技術の使用許諾に関して共同で行うための基本契約	平成16年8月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに契約当事者間で書面による別段の意思表示がない場合は、同一条件にて更に1年間契約を延長するものとし、以後も同様とする。
株式会社セルシス	ブライムワークス株式会社、バンダイネットワークス株式会社	包括的事業提携契約	当社が保有するモバイルソリューションに関する事業について包括的に提携するための契約	平成17年3月1日から3年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに契約当事者間で書面による別段の意思表示がない場合は、同一条件にて更に1年間契約を延長するものとし、以後も同様とする。

6 【研究開発活動】

当社は、デジタルベースでのアニメ、マンガの制作手法と表現形態を確立し日本の誇るコンテンツ文化を活性化する、というビジョンのもと、アニメ制作支援ソフトウェア、マンガ制作ソフトウェアの開発、携帯電話をはじめとするデジタルメディアへ向けたコンテンツの配信をサポートするソリューションの開発や提供等を行っております。

現在、電子コミックにつきましては携帯電話向けのコンテンツとしての重要性がより増しており、当社の研究開発活動は、快適なモバイル利用環境の実現とコンテンツ制作の効率を向上させるための研究開発に注力しております。

当事業年度では、携帯電話でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BookSurfing」の、国内で新たに登場したイー・モバイル社の携帯端末機「H11T」への対応、またアップル社の「iPhone 3G」、「iPod touch」に代表されるタッチパネル方式の携帯電話といった、新たに登場するデバイス機器向けの研究開発を行いました。

また、マンガ制作ソフトウェアにつきましては、「ComicStudio 4.0」のマッキントッシュ版の開発を行い「ComicStudio 4.0 for Mac OS 」のリリースいたしました。

上記の研究開発活動の結果、当事業年度における研究開発費の総額は、53,382千円となりました。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、1,397,622千円（前事業年度末1,346,547千円）となり、51,074千円増加しました。これは、売掛金の増加19,299千円、繰延税金資産の増加46,206千円の増加が主要な要因です。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、827,034千円（前事業年度末312,484千円）となり、514,549千円増加しました。これは、ソフトウェア159,653千円、敷金及び保証金153,652千円、繰延税金資産12,928千円、投資有価証券67,660千円および関係会社株式71,772千円が増加したことが主要な要因です。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、578,583千円（前事業年度末275,466千円）となり、303,116千円増加しました。これは、買掛金の増加21,751千円、未払法人税等の増加196,548千円、前受金の増加36,343千円が主要な要因です。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、40,226千円（前事業年度末45,563千円）となり、5,337千円減少しました。これは、退職給付引当金が2,822千円増加したものの、長期借入金残高が8,160千円減少したことが主要な要因です。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、1,605,847千円（前事業年度末1,338,001千円）となり、267,845千円増加しました。これは当期純利益240,744千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。自己資本比率は71.7%（前事業年度末80.6%）となっております。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要
(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(2) 経営成績

売上高

当事業年度における売上高は、2,445,754千円（前事業年度1,773,138千円）となり、前事業年度と比べ672,615千円（37.9%）増加となっております。これは、ツール事業381,510千円（前事業年度356,796千円）とマルチメディアコンテンツ事業260,992千円（前事業年度259,139千円）が安定した売上高を確保するとともに、携帯電子書籍市場の拡大によりモバイル事業の売上高が1,803,251千円（前事業年度1,157,202千円）と前事業年度に比べ646,049千円（55.8%）増加したためであります。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、1,171,873千円（前事業年度946,065千円）となりました。

これにより当事業年度の売上総利益は、1,273,880千円（前事業年度827,073千円）であり、前事業年度と比べ446,807千円（54.0%）増加となっております。売上総利益率は、52.1%となっております。

販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、839,420千円（前事業年度722,540千円）となりました。主な増加要因は、事業拡大のための人員増強により給与手当が前事業年度に対し46,195千円増加したことで、売上の増加に伴い一般管理費が全般的に増加したためであります。

営業外損益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益2,648千円（前事業年度1,485千円）、営業外費用 3,436千円（前事業年度23,888千円）となりました。営業外費用の主な減少要因は、前事業年度に計上していた上場関連費用13,658千円がなくなったためであります。

特別損益

当事業年度における特別損益は、特別損失を45,985千円（前事業年度48,462千円）を計上、特別利益は計上しておりません。特別損失の主な要因は、たな卸資産廃棄損10,583千円、事務所移転に伴う固定資産除却損7,495千円および本社移転費用引当金繰入額16,000千円であります。

なお、事業部門別の業績の概要につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要
(1) 業績」をご参照ください。

第 3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資については、事業の拡大に対応するため総額51,247千円の設備投資を行いました。その主なものは、パソコンであります。

2 【主要な設備の状況】

平成20年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	器具及 び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	開発、制作設備	6,380	34,556	40,936	139 [107]

(注) 1 当社の設備は共通的に使用されているので、事業部門に分類せず、事業所として一括して記載しております。

2 帳簿価額には、消費税等は含まれておりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマーを含みます）の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000
計	114,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年 1 月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,805	29,805	名古屋証券取引所 (セントレックス)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	29,805	29,805	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年 1 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権等のストックオプションの権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成12年 9月20日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	48	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	22,223	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月 1 日～平成22年 9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 22,223 資本組入額 22,223	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当 社の役員または従業員たる地 位を失った場合、これを行使 することはできない。また、権 利を付与された者が死亡した 場合は、その相続人がこれを 行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、 本株主総会および取締役会決 議に基づき、当社と付与対象 者との間で締結する「新株引 受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付 与された権利を第三者に譲 渡、質入その他の処分をする ことができない。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 平成12年 9月20日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を40株とする旨決議し、平成12年 9月20日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を40株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成12年 9月 8日開催の取締役会決議により平成12年 9月19日および平成12年 9月29日をそれぞれ払込期日とした株主割当増資を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額が100,000円から66,668円に調整されております。
- 3 平成18年 8月 8日開催の取締役会決議により、平成18年 9月 5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 4 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成13年 8 月22日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	66	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 9 月 1 日～平成23年 8 月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合、これを行 使することはできない。また、 権利を付与された者が死亡し た場合は、その相続人がこれ を行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、 本株主総会および取締役会決 議に基づき、当社と付与対象 者との間で締結する「新株引 受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付 与された権利を第三者に譲 渡、質入その他の処分をする ことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 平成13年 8 月22日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を182株とする旨決議し、平成13年 8 月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を182株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年 8 月 8 日開催の取締役会決議により、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成14年 1月30日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 2月 1日～平成24年 1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合、これを行 使することはできない。また、 権利を付与された者が死亡し た場合は、その相続人がこれ を行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、 本株主総会および取締役会決 議に基づき、当社と付与対象 者との間で締結する「新株引 受権付与契約」による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付 与された権利を第三者に譲 渡、質入その他の処分をする ことができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 平成14年 1月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を134株とする旨決議し、平成14年 1月30日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を134株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年 8月 8日開催の取締役会決議により、平成18年 9月 5日付けで 1株を 3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が、それぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割または株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年 1月28日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	384	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 2月 1日～平成26年 1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた 者が当社取締役、監査役また は従業員の場合は、権利行使 時において、当社の取締役、監 査役または従業員たる地位を 保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保 権の設定および相続は認めな いものとする。 その他の条件については、 本株主総会および取締役会決 議に基づき、当社と新株予約 権の割当を受けた者との間で 締結する「新株予約権割当契 約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注） 1 平成16年 1月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年 7月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を189株といたしました。また、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

2 平成18年 8月 8日開催の取締役会決議により、平成18年 9月 5日付けで 1株を 3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、ます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年 1 月28日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 2 月 1 日～平成26年 1 月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において、当 社と協力関係にあることを要 する。 新株予約権の質入れ、担保 権の設定および相続は認めな いものとする。 その他の条件については、 本株主総会および取締役会決 議に基づき、当社と新株予約 権の割当を受けた者との間で 締結する「新株予約権割当契 約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注）1 平成16年 1 月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年 7 月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を 5 株といたしました。

2 平成18年 8 月 8 日開催の取締役会決議により、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成17年2月16日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	433	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,299	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日～平成27年2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成17年2月16日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を600株とする旨決議し、平成17年10月21日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を600株といたしました。また、新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成18年1月25日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	262	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	786	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日～平成28年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成18年1月25日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株とする旨決議し、平成18年7月28日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を300株といたしました。

2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく株主総会特別決議にによるもの

（平成19年1月30日開催 定時株主総会）

定時株主総会の特別決議日（平成19年1月30日）		
	事業年度末現在 (平成20年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	187	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	561	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	139,555	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月26日～平成28年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 139,555 資本組入額 69,778	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注）1 平成19年1月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の上限を200株とする旨決議し、平成19年11月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を200株といたしました。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年11月1日 (注) 1	425	4,482	34,000	260,771	34,000	234,270
平成15年12月26日 (注) 2	455	4,937	36,400	297,171	36,400	270,670
平成16年9月10日 (注) 3	110	5,047	8,800	305,971	8,800	279,470
平成17年3月9日 (注) 4	225	5,272	18,000	323,971	18,000	297,470
平成17年3月17日 (注) 5	1,424	6,696	11,867	335,838	12,104	309,574
平成17年4月22日 (注) 6	485	7,181	38,800	374,638	38,800	348,374
平成17年8月25日 (注) 7	74	7,255	616	375,255	629	349,003
平成17年10月5日 (注) 8	195	7,450	15,600	390,855	15,600	364,603
平成17年10月27日 (注) 9	95	7,545	7,600	398,455	7,600	372,203
平成18年1月25日 (注) 10	—	7,545	—	398,455	220,818	151,385
平成18年4月21日 (注) 11	1,250	8,795	150,000	548,455	150,000	301,385
平成18年9月5日 (注) 12	17,590	26,385	—	548,455	—	301,385
平成18年12月11日 (注) 13	2,250	28,635	165,600	714,055	165,600	466,985
平成18年11月1日～ 平成19年10月31日 (注) 14	816	29,451	21,706	735,762	21,440	488,425
平成19年11月1日～ 平成20年10月31日 (注) 15	354	29,805	9,640	745,402	9,640	498,065

(注) 1 有償第三者割当

発行価格 160,000円

資本組入額 80,000円

割当先 安田企業投資1号投資事業有限責任組合、株式会社デジタルガレージ（その後、所有権は株式会社D
Gインキュベーションに分割承継されました）、QUALCOMM, Incorporated、株式会社ミュージック・シーオー
・ジェーピー（その後、所有権は株式会社エムティーアイに承継されました）、丁 載憲

2 有償第三者割当

発行価格 160,000円

資本組入額 80,000円

割当先 テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合、ITV Side Fund, L.L.C.、東映アニメーション
株式会社

3 有償第三者割当

発行価格 160,000円

資本組入額 80,000円

割当先 FSモバイル1号投資事業有限責任組合、兼松コミュニケーションズ株式会社（その後、所有権は兼松
グランクス株式会社に承継されました）、小川 聡

4 有償第三者割当

発行価格 160,000円

資本組入額 80,000円

割当先 バンダイネットワークス株式会社、プライムワークス株式会社

5 平成12年8月31日発行の第1回新株引受権付無担保社債により付与された新株引受権の権利行使

発行価格 16,667.3円

資本組入額 8,334円

権利行使者 川上 陽介

- 6 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 安田企業投資 2 号投資事業有限責任組合、兼松コミュニケーションズ株式会社（その後、所有権は兼松グランクス株式会社に承継されました）、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合、YED東京 1 号投資事業有限責任組合、丁 載憲、ITV Side Fund,L.L.C、小川 聡
- 7 平成12年 8 月31日発行の第 1 回新株引受権付無担保社債により付与された新株引受権の権利行使
発行価格 16,667.3円
資本組入額 8,334円
権利行使者 安田企業投資 1 号投資事業有限責任組合
- 8 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 兼松コミュニケーションズ株式会社（その後、所有権は兼松グランクス株式会社に承継されました）
- 9 有償第三者割当
発行価格 160,000円
資本組入額 80,000円
割当先 川上 陽介、セルシス従業員持株会、野崎 慎也、成島 啓、伊藤 賢
- 10 平成18年 1 月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、欠損の補填のため資本準備金を取崩しいたしました。
- 11 有償第三者割当
発行価格 240,000円
資本組入額 120,000円
割当先 コナミ株式会社、MOVIDA HOLDINGS株式会社、株式会社ダウンゴ、株式会社ベネッセコーポレーション、YED東京 1 号投資事業有限責任組合、安田企業投資 3 号投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合、ITV Side Fund,L.L.C.
- 12 株式分割
平成18年 8 月24日最終の株主名簿に記載された株主の所有する株式 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。
- 13 有償一般募集（ブックビルディング方式）
発行価格 160,000円 引受価額 147,200円 発行価額 127,500円 資本組入額 73,600円
- 14 新株予約権の行使による増加であります。
発行価格の総額 43,147千円
資本組入額の総額 21,706千円
- 15 新株予約権の行使による増加であります。
発行価格の総額 19,280千円
資本組入額の総額 9,640千円

(5) 【所有者別状況】

平成20年10月31日現在

平成26年10月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	7	31	10	—	1,380	1,431	—
所有株式数 (株)	—	1,115	211	11,366	2,096	—	15,017	29,805	—
所有株式数の 割合(%)	—	3.74	0.71	38.13	7.03	—	50.39	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川上陽介	東京都世田谷区	4,635	15.55
安田企業投資株式会社	東京都千代田区麹町 4 - 2 - 7	1,771	5.94
兼松グランクス株式会社	東京都新宿区大久保 2 - 4 - 12	1,050	3.52
バンダイネットワークス株式会社	東京都港区東新橋 1 - 6 - 1	1,050	3.52
コナミ株式会社	東京都港区赤坂 9 - 7 - 2	1,050	3.52
東映アニメーション株式会社	東京都練馬区東大泉 2 - 10 - 5	1,017	3.41
MOVIDA SOLUTIONS株式会社	東京都港区六本木 6 - 8 - 10	982	3.29
株式会社ダウンゴ	東京都中央区日本橋浜町 2 - 31 - 1	900	3.02
H S B C ファンドサービシーズパークス アセットマネジメントコーポレーテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	762	2.56
株式会社サンライズ	東京都杉並区上井草 2 - 44 - 10	750	2.52
株式会社トムス・エンタテインメント	東京都新宿区西新宿 3 - 2 - 4	750	2.52
計	—	14,717	49.37

(注) フィデリティ投信株式会社から、平成20年7月22日付で提出された大量報告書により、同日現在で1,121株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有報告者 フィデリティ投信株式会社

住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

保有株券等の数 株式 1,121株

株券等保有割合 3.80%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,805	29,805	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	29,805	—	—
総株主の議決権	—	29,805	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成12年9月20日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成12年9月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成20年12月31日現在、従業員5名が退職等により権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

(平成13年8月22日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成13年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 平成20年12月31日現在、従業員15名が退職等により権利を喪失しております。

2 平成20年12月31日現在、取締役2名が権利行使を行っております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成14年 1月30日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成14年 1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名、当社従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成20年12月31日現在、従業員 9 名が退職等により権利を喪失しております。
2 平成20年12月31日現在、取締役 2 名が権利行使を行っております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成16年 1月28日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成16年 1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名、当社監査役 1 名、当社従業員35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成20年12月31日現在、取締役 1 名および従業員 9 名が退任および退職等によりそれぞれ権利を喪失しております。
2 平成20年12月31日現在、取締役 1 名および監査役 2 名(付与時の従業員から 1 名が平成18年1月25日開催の定時株主総会で監査役に就任しております。)が権利行使を行っております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成16年1月28日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成16年1月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成17年2月16日開催 臨時株主総会)

決議年月日	平成17年2月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役1名、当社従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 平成20年12月31日現在、従業員6名が退職等により権利を喪失しております。
2 平成20年12月31日現在、取締役1名および監査役1名が権利行使を行っております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成18年1月25日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成18年1月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社監査役2名、当社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 平成20年12月31日現在、従業員9名が退職等により権利を喪失しております。

2 平成20年12月31日現在、監査役1名が権利行使を行っております。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの
(平成19年1月30日開催 定時株主総会)

決議年月日	平成19年1月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員65名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成20年12月31日現在、従業員12名が退職等により権利を喪失しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主様への利益還元につきましては、経営の重要な課題の一つと認識しております。

当社では、経営環境の変化に耐え得る経営基盤強化のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、配当性向を基準とする業績に応じた利益配当により利益還元を実施していくことを基本方針として参ります。

上記基本方針に基づき、当期純利益の10%を配当性向の目処とさせていただく予定です。

また、当社は、毎年4月30日を基準日として、会社法454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、年間の業績を見極めた上で、年1回の配当とさせて頂いております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

平成20年10月期の剰余金の配当における1株当たりの配当金の額は800円とさせていただきました。なお、配当性向につきましては、今後の業績に応じて適宜見直しを行っていく方針です。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
平成21年1月29日 定時株主総会	23,844	800

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成16年10月	平成17年10月	平成18年10月	平成19年10月	平成20年10月
最高(円)	—	—	—	244,000	158,000
最低(円)	—	—	—	80,000	63,000

(注) 株価は、名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものです。

当社株式は、平成18年12月12日付で名古屋証券取引所(セントレックス)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	154,000	152,000	131,000	123,000	110,000	106,500
最低(円)	118,000	117,000	114,000	99,000	97,000	63,000

(注) 株価は、名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	—	川上 陽介	昭和35年 9 月28日	昭和62年 6 月 平成 3 年 5 月 平成19年 1 月 平成20年 1 月	株式会社キャディックス入社 当社設立代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社取締役会長（現任）	(注)2	4,635
代表取締役 社長	—	野崎 慎也	昭和40年 8 月24日	平成元年 4 月 平成 3 年 5 月 平成17年 1 月 平成19年 1 月	株式会社キャディックス入社 当社設立取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長（現任）	(注)2	518
代表取締役 副社長	—	成島 啓	昭和49年 8 月15日	平成 9 年 4 月 平成12年11月 平成13年 2 月 平成17年11月 平成20年 1 月 平成20年11月 平成21年 1 月	当社入社 当社制作部長 当社取締役制作部長 当社取締役事業推進部長 当社専務取締役 当社専務取締役事業企画部長 当社代表取締役副社長（現任）	(注)2	50
取締役	財務経理部長	伊藤 賢	昭和43年 3 月26日	平成 3 年 4 月 平成13年 2 月 平成14年 8 月 平成15年 1 月 平成18年12月 平成20年11月	ビーアーク株式会社（現ビー アークホールディングス株式 会社）入社 当社入社 当社総務部長 当社取締役総務部長 当社取締役財務部長 当社取締役財務経理部長（現 任）	(注)2	87
取締役	—	村上 匡人	昭和43年 5 月17日	平成 4 年 4 月 平成18年 4 月 平成19年 1 月 平成19年 8 月 平成20年10月 平成20年11月	ソニー株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社取締役業務企画部長 株式会社5digistar代表取締役 （現任） 当社取締役（現任）	(注)2	2
取締役	営業部長	平田 章	昭和30年 9 月16日	昭和55年 4 月 平成18年 6 月 平成20年 1 月 平成20年11月	凸版印刷株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社取締役営業部長（現任）	(注)2	7
取締役	WEBサービス 推進部長 兼開発部長	佐々木 竜生	昭和39年 6 月 9 日	平成 5 年 4 月 平成 8 年10月 平成15年 4 月 平成17年 1 月 平成19年 8 月 平成20年11月	東京アイエスシー株式会社入 社 当社入社 当社開発部長 当社取締役開発部長 当社取締役モバイルソリュー ション事業部長 当社取締役WEBサービス推進 部長兼開発部長（現任）	(注)2	3
取締役	事業企画 2 部長	小林 哲也	昭和49年 1 月25日	平成10年 9 月 平成17年11月 平成19年11月 平成21年 1 月	当社入社 当社制作 2 部長 当社制作 1 部長 当社取締役事業企画 2 部長 （現任）	(注)3	53
取締役	事業企画 1 部長	野田 友慈	昭和49年 5 月 2 日	平成 9 年 4 月 平成11年 6 月 平成14年10月 平成17年 1 月 平成19年 1 月 平成21年 1 月	株式会社マクニカ入社 株式会社鷹山(現株YOZAN)入社 インターネットナンバー株式会 社入社 株式会社ダイレクトリンク入 社 当社入社 当社取締役事業企画 1 部長 （現任）	(注)3	-

監査役 (常勤)	—	渡辺 優	昭和22年9月11日	平成4年5月 平成4年6月 平成7年6月 平成10年12月 平成14年1月 平成20年10月	ピーアーク株式会社(現ピーアークホールディングス株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役退任 当社監査役(現任) 株式会社5digistar監査役(現任)	(注)4	180
監査役	—	小林 恒夫	昭和13年4月7日	昭和37年4月 平成元年7月 平成9年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成18年1月	安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 同社取締役中京本部長 同社専務取締役法人営業本部長 安田企業投資株式会社代表取締役会長 安田投資顧問株式会社(現安田投信投資顧問株式会社)代表取締役会長 当社入社 当社監査役(現任)	(注)4	146
監査役	—	小高 正裕	昭和36年4月20日	昭和61年10月 平成元年12月 平成2年3月 平成15年6月 平成19年1月	サンワ等松監査法人(現監査法人トーマツ)入社 同社退社 公認会計士登録、税理士登録 小高正裕公認会計士事務所開業 榛原鰻販売株式会社監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	—	佐々木 惣一	昭和37年12月31日	平成11年4月 平成17年5月 平成18年3月 平成18年4月 平成19年1月	弁護士登録 台東協同法律事務所入所 株式会社奄美総合研究所監査役(現任) 台東協同法律事務所退所 あだん法律事務所設立 当社監査役(現任)	(注)5	-
計							5,681

(注) 1 監査役小高正裕および監査役佐々木惣一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 取締役川上陽介、取締役野崎愼也、取締役成島啓、取締役伊藤賢、取締役村上匡人、取締役平田章、取締役佐々木竜生の任期は、平成19年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 取締役小林哲也、取締役野田友慈の任期は、平成20年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 監査役渡辺優、監査役小林恒夫の任期は、平成18年9月開催の臨時株主総会終結の時から平成21年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 監査役小高正裕、監査役佐々木惣一の任期は、平成18年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上およびコンプライアンスの徹底を図るため、コーポレート・ガバナンスを充実させながら、経営環境の変化に的確かつ機動的に対応することができる組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを基本的な方針としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

当社は、業務執行に関する意思決定機関として、取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しておりますが、原則として取締役および監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。なお、当事業年度末日現在、取締役会を構成する取締役は7名であります。

当社は、監査役制度採用会社であります。監査役の員数は4名で、常勤監査役が1名、非常勤監査役が3名（うち社外監査役が2名）の体制となっております。当該監査役らにより監査役会を組織し、効率的な質の高い監査を実施するため、監査役会を毎月1回開催し、監査計画の策定、監査の実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報の共有を図っております。また、必要に応じて意見陳述や書類の閲覧を行うなどして業務監査、会計監査を実施しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程、職務権限規程等により、各部門の職務分掌や各職位の職務権限を明らかにし、実行責任者を明確にするとともに適切な業務手続を定めて、権限分離および内部牽制の実現を図ることとしております。

また、これを担保するために内部監査機関として、内部監査部を設置し、社長直轄の組織と位置付けしております。内部監査部は日常の業務執行についての規程、規則等に基づいた手続きの妥当性を評価するとともに業務効率の改善について、必要に応じて助言および指導を行っております。

内部監査および監査役監査の状況

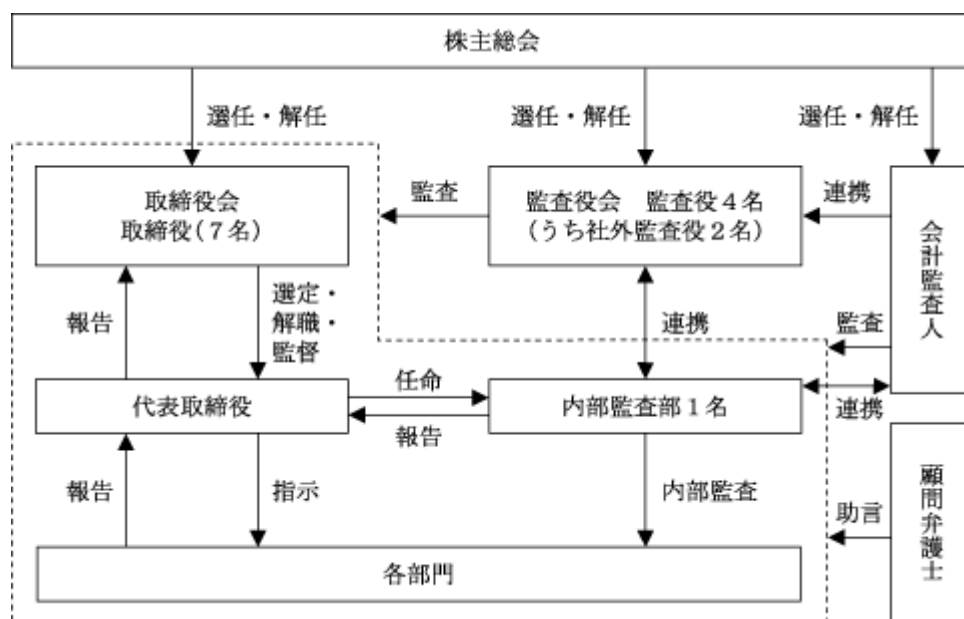
当社の内部監査の組織構成につきましては、前述のとおり内部監査部を設置し1名を配置して、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施し、内部牽制の有効性を確認しております。

監査役監査の組織構成につきましては、前述のとおり監査役4名が監査役会を組織し、監査役相互の連係強化に努めております。また、取締役会等の会議へ出席し、監査役監査計画に基づき取締役の業務執行に対する適法性の監査等を実施しております。

さらに内部監査部、監査役および会計監査人は、定期的にミーティングを行い、妥当性、適法性、適正性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査を実施するよう連係を図っております。

会社の機関・内部統制の関係

これまで述べてきました会社の機関・内部統制の関係を図示すると次のとおりとなります。



会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、新日本有限責任監査法人に所属する指定有限責任社員・業務執行社員田代清和および指定有限責任社員・業務執行社員岡本和巳であります。なお、継続監査年数につきましては、全員が7年未満となっておりますので記載しておりません。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等4名であります。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係

- ・当社は社外取締役を選任していません。
- ・当社と社外監査役2名との間に取引等に関する利害関係はありません。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、特別な体系化はなされておきませんが、現行の規程、規則等を運用することにより実効性は確保できるものと認識しております。法務的な重要な課題につきましては、コンプライアンスの観点から顧問弁護士、顧問税理士および顧問社会保険労務士に相談を行い、リーガルチェックや必要な助言および指導を受けております。

(3) 役員報酬の内容

第18期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役を支払った報酬	78,390千円
社内監査役を支払った報酬	9,600千円
社外監査役を支払った報酬	3,000千円

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役4名に対する使用人分給与は含まれておりません。

(4) 取締役、監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、次のとおり定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(5) 社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で責任限定契約を締結した場合の、当該契約の内容

社外監査役の責任限定契約

当社と各社外監査役は、会社法427条第1項に定める最低責任限定額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内であります。

会計監査人の責任限定契約

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内であります。

(6) 監査報酬の内容

第18期における当社の新日本有限責任監査法人に対する監査報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	18,880千円
上記以外の業務に基づく報酬	一千円

(7) 取締役の定数

平成21年1月29日開催の定時株主総会の議案承認可決により、本報告書提出日現在、当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数を持って行う旨を定款で定めております。

(9) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(10) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当ををすることができる旨を定款に定めております。これは、必要な場合に株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、当事業年度(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年10月31日)		当事業年度 (平成20年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		708,723		673,726	
2 受取手形		3,215		1,601	
3 売掛金		484,504		503,803	
4 製品		17,594		14,698	
5 原材料		33,690		45,913	
6 仕掛品		39,946		31,861	
7 前渡金		12,014		20,342	
8 前払費用		9,914		20,560	
9 繰延税金資産		36,706		82,912	
10 その他		1,796		6,957	
貸倒引当金		1,560		4,756	
流動資産合計		1,346,547	81.2	1,397,622	62.8
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		20,024		10,354	
減価償却累計額		7,135	12,888	3,974	6,380
(2) 構築物		395		—	
減価償却累計額		129	265	—	—
(3) 器具及び備品		110,522		138,690	
減価償却累計額		79,231	31,291	104,133	34,556
(4) 建設仮勘定		—		20,000	
有形固定資産合計		44,445	2.7	60,936	2.7
2 無形固定資産					
(1) 特許権		891		2,450	
(2) 商標権		2,033		2,322	
(3) ソフトウェア		184,000		343,653	
(4) ソフトウェア仮勘定		3,173		24,000	
(5) その他		10,193		9,285	
無形固定資産合計		200,291	12.0	381,712	17.2
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		32,164		99,824	
(2) 関係会社株式		—		71,772	
(3) 長期前払費用		—		10,625	
(4) 敷金及び保証金		27,839		181,491	
(5) 繰延税金資産		7,735		20,663	
(6) 出資金		10		10	
投資その他の資産合計		67,748	4.1	384,385	17.3
固定資産合計		312,484	18.8	827,034	37.2
資産合計		1,659,032	100.0	2,224,656	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年10月31日)		当事業年度 (平成20年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金		78,908		100,659	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		14,220		8,160	
3 未払金		25,522		32,052	
4 未払費用		78,626		93,768	
5 未払法人税等		7,242		203,790	
6 未払消費税等		21,821		33,001	
7 前受金		17,304		53,647	
8 預り金		9,962		14,172	
9 返品調整引当金		21,858		23,329	
10 本社移転費用引当金		—		16,000	
流動負債合計		275,466	16.6	578,583	26.0
固定負債					
1 長期借入金		8,160		—	
2 退職給付引当金		37,403		40,226	
固定負債合計		45,563	2.8	40,226	1.8
負債合計		321,030	19.4	618,809	27.8
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		735,762	44.3	745,402	33.5
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金	488,425			498,065	
資本剰余金合計		488,425	29.4	498,065	22.4
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	113,814			354,558	
利益剰余金合計		113,814	6.9	354,558	15.9
株主資本合計		1,338,001	80.6	1,598,026	71.8
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		—		1,897	
評価・換算差額等合計		—	—	1,897	0.0
新株予約権		—	—	9,718	0.4
純資産合計		1,338,001	80.6	1,605,847	72.2
負債純資産合計		1,659,032	100.0	2,224,656	100.0

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)			当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			1,773,138	100.0		2,445,754	100.0
売上原価							
1 期首製品たな卸高		9,337			17,594		
2 当期製品製造原価		954,322			1,168,977		
合計		963,660			1,186,572		
3 期末製品たな卸高		17,594	946,065	53.4	14,698	1,171,873	47.9
売上総利益			827,073	46.6		1,273,880	52.1
返品調整引当金戻入額			11,614	0.7		21,858	0.9
返品調整引当金繰入額			21,858	1.2		23,329	1.0
差引売上総利益			816,829	46.1		1,272,409	52.0
販売費及び一般管理費	1,2		722,540	40.8		839,420	34.3
営業利益			94,289	5.3		432,988	17.7
営業外収益							
1 受取利息		939			1,767		
2 受取手数料		244			90		
3 受取ロイヤリティ		186			271		
4 受取補償金		—			317		
5 その他		114	1,485	0.1	202	2,648	0.1
営業外費用							
1 支払利息		696			334		
2 株式交付費		8,687			—		
3 為替差損		—			530		
4 特許権償却費		196			1,125		
5 商標権償却費		305			1,446		
6 上場関連費用		13,658			—		
7 その他		344	23,888	1.3	—	3,436	0.1
経常利益			71,887	4.1		432,200	17.7
特別損失							
1 固定資産除却損	3	—			7,495		
2 固定資産売却損	4	8,162			5,599		
3 ソフトウェア償却費	5	27,967			1,597		
4 たな卸資産評価損		3,593			4,709		
5 たな卸資産廃棄損		8,738		2.8	10,583		
6 本社移転費用引当金繰入額		—	48,462		16,000	45,985	1.9
税引前当期純利益			23,424	1.3		386,215	15.8
法人税、住民税及び事業税		3,726			204,605		
法人税等調整額		18,868	15,141	0.9	59,134	145,470	6.0
当期純利益			38,566	2.2		240,744	9.8

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)			当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
材料費	1		147,210	12.8		217,274	15.0
労務費			558,845	48.6		683,508	47.2
外注費			228,890	19.9		328,463	22.7
経費			215,175	18.7		219,519	15.1
当期総製造費用			1,150,121	100.0		1,448,765	100.0
期首仕掛品たな卸高	2		35,639			39,946	
合計			1,185,761			1,488,712	
他勘定振替			191,492			287,873	
期末仕掛品たな卸高			39,946			31,861	
当期製品製造原価			954,322			1,168,977	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	11,100	12,031
賃借料	31,460	39,028
減価償却費	137,934	140,980
募集費	17,541	4,142
支払手数料	5,451	8,060

2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	113,077	229,104
研究開発費	73,265	53,382
その他	5,150	5,386
計	191,492	287,873

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年10月31日残高(千円)	548,455	301,385	301,385
事業年度中の変動額			
新株の発行	187,306	187,040	187,040
当期純利益			
事業年度中の変動額合計(千円)	187,306	187,040	187,040
平成19年10月31日残高(千円)	735,762	488,425	488,425

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成18年10月31日残高(千円)	75,247	75,247	925,088	925,088
事業年度中の変動額				
新株の発行			374,347	374,347
当期純利益	38,566	38,566	38,566	38,566
事業年度中の変動額合計(千円)	38,566	38,566	412,913	412,913
平成19年10月31日残高(千円)	113,814	113,814	1,338,001	1,338,001

当事業年度(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成19年10月31日残高(千円)	735,762	488,425	488,425	113,814	113,814	1,338,001
事業年度中の変動額						
新株の発行	9,640	9,640	9,640			19,280
当期純利益				240,744	240,744	240,744
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 (千円)	9,640	9,640	9,640	240,744	240,744	260,024
平成20年10月31日残高(千円)	745,402	498,065	498,065	354,558	354,558	1,598,026

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年10月31日残高(千円)	—	—	—	1,338,001
事業年度中の変動額				
新株の発行				19,280
当期純利益				240,744
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,897	1,897	9,718	7,821
事業年度中の変動額合計(千円)	1,897	1,897	9,718	267,845
平成20年10月31日残高(千円)	1,897	1,897	9,718	1,605,847

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		23,424	386,215
2 減価償却費		147,008	156,767
3 株式報酬費用		—	9,718
4 貸倒引当金の増減額(減少)		719	3,195
5 返品調整引当金の増減額(減少)		10,243	1,471
6 退職給付引当金の増減額(減少)		6,590	2,822
7 本社移転費用引当金の増減額(減少)		—	16,000
8 受取利息		939	1,767
9 支払利息		696	334
10 株式交付費		8,687	—
11 特許権償却費		196	1,125
12 商標権償却費		305	1,446
13 固定資産売却損		8,162	5,599
14 固定資産除却損		—	7,495
15 ソフトウェア償却費		27,967	1,597
16 売上債権の増減額(増加)		224,829	17,685
17 たな卸資産の増減額(増加)		25,447	1,241
18 仕入債務の増減額(減少)		45,483	21,751
19 未払金の増減額(減少)		6,404	7,509
20 前受金の増減額(減少)		—	36,343
21 その他の資産の増減額(増加)		10,616	25,924
22 その他の負債の増減額(減少)		24,381	33,143
小計		35,629	645,918
23 利息の受取額		939	1,767
24 利息の支払額		689	345
25 法人税等の支払額		717	10,653
営業活動によるキャッシュ・フロー		35,161	636,686
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		3,606	3,685
2 有形固定資産の取得による支出		27,154	51,297
3 無形固定資産の取得による支出		149,923	324,251
4 無形固定資産の売却による収入		8,000	7,000
5 投資有価証券の取得による支出		30,000	67,660
6 関係会社株式の取得による支出		—	71,772
7 敷金の差入れによる支出		4,048	153,763
8 長期前払費用の支出		—	15,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		206,733	680,429
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入金の返済による支出		22,080	14,220
2 株式の発行による収入		365,660	19,280
財務活動によるキャッシュ・フロー		343,580	5,060
現金及び現金同等物の増加額又は減少額		172,008	38,682
現金及び現金同等物の期首残高		493,788	665,796
現金及び現金同等物の期末残高		665,796	627,114

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	----- その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1) 製品及び原材料 移動平均法に基づく原価法 (2) 仕掛品 個別法に基づく原価法	(1) 製品及び原材料 同左 (2) 仕掛品 同左
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取 得した建物については、定額法を採用 しております。) なお、主な耐用年数は次のとおりであ ります。 建物 3 ～ 15年 構築物 10年 器具及び備品 4 ～ 6 年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 (自社利用のソフトウェア) 社内における利用可能期間(5 年)に 基づく定額法によっております。 (市場販売目的のソフトウェア) 見込販売数量に基づく償却額と、残 存見込販売有効期間に基づく均等償 却額との、いずれか大きい金額を計 上しております。なお、当期における 見込販売有効期間は 3 年としており ます。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (自社利用のソフトウェア) 同左 (市場販売目的のソフトウェア) 同左 (3) 長期前払費用 同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用処理 しております。	-----

項目	前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 返品調整引当金 将来発生する見込みの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額の見込額に基づき、計上しております。 -----	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 返品調整引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 本社移転費用引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、これに係る原状回復工事費用の見積額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および取得日から3ヵ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
(固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度から法人税法の改正に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による影響は軽微であります。 また、この変更については受入準備が整った当下半期になされたために、中間・期末の首尾一貫性を欠くことになっております。従って当中間会計期間は従来の方によっており、当事業年度と同一の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は 3 千円それぞれ多く計上されております。	-----

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
-----	(キャッシュ・フロー計算書) 前事業年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の負債の増減額(減少)」に含めておりました「前受金の増減額(減少)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。 なお、前事業年度に営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の負債の増減額(減少)」に含めておりました「前受金の増減額(減少)」は483千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
-----	(有形固定資産の減価償却の方法) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)																																																
1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円) <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>42,294</td></tr> <tr><td>給与手当および賞与</td><td>266,534</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>64,410</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>36,500</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>35,776</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>73,265</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>9,073</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>719</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>2,517</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>56,028</td></tr> </table> おおよその割合 (％) <table> <tr><td>販売費</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>92.9</td></tr> </table>	広告宣伝費	42,294	給与手当および賞与	266,534	役員報酬	64,410	法定福利費	36,500	賃借料	35,776	研究開発費	73,265	減価償却費	9,073	貸倒引当金繰入額	719	退職給付費用	2,517	支払手数料	56,028	販売費	7.1	一般管理費	92.9	1 販売費及び一般管理費の主なもの (千円) <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>51,183</td></tr> <tr><td>給与手当および賞与</td><td>312,729</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>90,990</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>42,511</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>46,925</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>53,382</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>11,412</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>4,289</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>2,325</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>72,004</td></tr> </table> おおよその割合 (％) <table> <tr><td>販売費</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>92.7</td></tr> </table>	広告宣伝費	51,183	給与手当および賞与	312,729	役員報酬	90,990	法定福利費	42,511	賃借料	46,925	研究開発費	53,382	減価償却費	11,412	貸倒引当金繰入額	4,289	退職給付費用	2,325	支払手数料	72,004	販売費	7.3	一般管理費	92.7
広告宣伝費	42,294																																																
給与手当および賞与	266,534																																																
役員報酬	64,410																																																
法定福利費	36,500																																																
賃借料	35,776																																																
研究開発費	73,265																																																
減価償却費	9,073																																																
貸倒引当金繰入額	719																																																
退職給付費用	2,517																																																
支払手数料	56,028																																																
販売費	7.1																																																
一般管理費	92.9																																																
広告宣伝費	51,183																																																
給与手当および賞与	312,729																																																
役員報酬	90,990																																																
法定福利費	42,511																																																
賃借料	46,925																																																
研究開発費	53,382																																																
減価償却費	11,412																																																
貸倒引当金繰入額	4,289																																																
退職給付費用	2,325																																																
支払手数料	72,004																																																
販売費	7.3																																																
一般管理費	92.7																																																
2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、73,265千円であります。	2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、53,382千円であります。																																																
3 -----	3 固定資産除却損の内訳は、建物7,284 千円及び構築物210千円であります。																																																
4 固定資産売却損の内訳は、ソフトウェア8,162千円であります。	4 固定資産売却損の内訳は、ソフトウェア5,599 千円であります。																																																
5 ソフトウェア償却費は、見込販売数量の著しい減少が見込まれるため、経済価値の減少部分を損失として処理しております。	5 同左																																																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,385	3,066	—	29,451

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

有償一般募集による増加 2,250株
ストック・オプションの行使による増加 816株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注) —
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 価格がゼロまたは会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	29,451	354	-	29,805

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による増加 354株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	9,718
合計	—	—	—	—	—	9,718

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 1月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,844	800	平成20年 10月31日	平成21年 1月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年10月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年10月31日現在) (千円)
現金及び預金 708,723	現金及び預金 673,726
預入期間 3 ヶ月超の定期預金 42,926	預入期間 3 ヶ月超の定期預金 46,612
現金及び現金同等物 665,796	現金及び現金同等物 627,114

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)				当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	1,085	958	126	器具及び 備品	28,369	6,925	21,443
器具及び 備品	20,229	2,580	17,648	ソフト ウェア	47,669	10,124	37,545
ソフト ウェア	39,655	1,321	38,333	合計	76,038	17,049	58,989
合計	60,970	4,861	56,109				
未経過リース料期末残高相当額 (千円)				未経過リース料期末残高相当額 (千円)			
1 年以内			10,955	1 年以内			14,081
1 年超			45,717	1 年超			46,150
合計			56,672	合計			60,231
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (千円)				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (千円)			
支払リース料			4,686	支払リース料			14,560
減価償却費相当額			4,215	減価償却費相当額			13,273
支払利息相当額			737	支払利息相当額			1,943
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左			
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				利息相当額の算定方法 同左			
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (千円)				2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (千円)			
1 年以内			46	1 年以内			469
1 年超			—	1 年超			1,588
合計			46	合計			2,058

[次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年10月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	32,164

当事業年度(平成20年10月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	99,824
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	71,772

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)																
1 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。 2 退職給付債務に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>37,403</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>37,403</td></tr> </table> (注) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>8,507</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,507</td></tr> </table> (注) 当社は簡便法を採用しているため、退職給付費用はすべて勤務費用としております。 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しているため、基礎率等について記載しておりません。	退職給付債務	37,403	退職給付引当金	37,403	勤務費用	8,507	退職給付費用	8,507	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>40,226</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>40,226</td></tr> </table> (注) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項 (千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>8,667</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,667</td></tr> </table> (注) 当社は簡便法を採用しているため、退職給付費用はすべて勤務費用としております。 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左	退職給付債務	40,226	退職給付引当金	40,226	勤務費用	8,667	退職給付費用	8,667
退職給付債務	37,403																
退職給付引当金	37,403																
勤務費用	8,507																
退職給付費用	8,507																
退職給付債務	40,226																
退職給付引当金	40,226																
勤務費用	8,667																
退職給付費用	8,667																

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役 4 名 当社従業員18名
ストック・オプションの付与数	普通株式 120株 (注) 1	普通株式 546株 (注) 1
付与日	平成12年 9 月25日	平成13年 8 月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成14年10月 1 日 ～平成22年 9 月19日	平成15年 9 月 1 日 ～平成23年 8 月21日
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社従業員14名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名 当社従業員35名
ストック・オプションの付与数	普通株式 402株 (注) 1	普通株式 567株 (注) 1
付与日	平成14年 1 月31日	平成16年 8 月 3 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成16年 2 月 1 日 ～平成24年 1 月29日	平成18年 2 月 1 日 ～平成26年 1 月27日
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1 名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名 当社従業員13名
ストック・オプションの付与数	普通株式 15株 (注) 1	普通株式 1,800株 (注) 1
付与日	平成16年 8 月 3 日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	—	(注) 6
権利行使期間	平成18年 2 月 1 日 ～平成26年 1 月27日	平成19年 3 月 1 日 ～平成27年 2 月15日
	平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名 当社監査役 2 名 当社従業員39名	
ストック・オプションの付与数	普通株式 900株 (注) 1	
付与日	平成18年 7 月28日	
権利確定条件	(注) 5	
対象勤務期間	(注) 6	
権利行使期間	平成20年 2 月 1 日 ～平成28年 1 月24日	

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2 権利を付与された者が、当社の役員または従業員たる地位を失った場合、これを行行使することはできない。
- 3 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。
- 4 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。

- 5 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- 6 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	60	438
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	12	297
失効(株)	—	—
未行使残(株)	48	141
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	303	501
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	150	105
失効(株)	—	—
未行使残(株)	153	396
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	1,788
付与(株)	—	—
失効(株)	—	3
権利確定(株)	—	1,785
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	15	—
権利確定(株)	—	1,785
権利行使(株)	—	252
失効(株)	—	—

未行使残(株)	15	1,533
	平成18年ストック・オプション	
権利確定前		
前事業年度末(株)	900	
付与(株)	—	
失効(株)	51	
権利確定(株)	—	
未確定残(株)	849	
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	
権利確定(株)	—	
権利行使(株)	—	
失効(株)	—	
未行使残(株)	—	

(注) スtock・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利行使価格(円)	22,223	53,334
行使時平均株価(円)	81,800	88,600
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	160,000	158,571
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	—	86,400
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成18年ストック・オプション	
権利行使価格(円)	80,000	
行使時平均株価(円)	—	
付与日における公正な 評価単価(円)	—	

(注) 権利行使価格については、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年ストック・オプションの単価は、未公開企業であったため単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、割引キャッシュ・フロー法により算定しております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は46,695千円であります。

当事業年度(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)

１．ストック・オプションに係る当該事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価の株式報酬費用 4,583千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 5,134千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役 4 名 当社従業員18名
ストック・オプションの付与数	普通株式 120株 (注) 1	普通株式 546株 (注) 1
付与日	平成12年 9 月25日	平成13年 8 月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成14年10月 1 日 ～平成22年 9 月19日	平成15年 9 月 1 日 ～平成23年 8 月21日
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社従業員14名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名 当社従業員35名
ストック・オプションの付与数	普通株式 402株 (注) 1	普通株式 567株 (注) 1
付与日	平成14年 1 月31日	平成16年 8 月 3 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	(注) 6	(注) 6
権利行使期間	平成16年 2 月 1 日 ～平成24年 1 月29日	平成18年 2 月 1 日 ～平成26年 1 月27日
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1 名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名 当社従業員13名
ストック・オプションの付与数	普通株式 15株 (注) 1	普通株式 1,800株 (注) 1
付与日	平成16年 8 月 3 日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	—	(注) 6
権利行使期間	平成18年 2 月 1 日 ～平成26年 1 月27日	平成19年 3 月 1 日 ～平成27年 2 月15日
	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名 当社監査役 2 名 当社従業員39名	当社取締役 1 名 当社監査役 2 名 当社従業員65名
ストック・オプションの付与数	普通株式 900株 (注) 1	普通株式 200株
付与日	平成18年 7 月28日	平成19年11月26日
権利確定条件	(注) 5	(注) 5
対象勤務期間	(注) 6	平成19年11月26日 ～平成21年11月25日
権利行使期間	平成20年 2 月 1 日 ～平成28年 1 月24日	平成21年11月26日 ～平成28年11月25日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2 権利を付与された者が、当社の役員または従業員たる地位を失った場合、これを行行使することはできない。
- 3 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。
- 4 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。
- 5 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- 6 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	48	141
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	75
失効(株)	—	—
未行使残(株)	48	66
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
前事業年度末(株)	153	396
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	33	—
失効(株)	—	12
未行使残(株)	120	384
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—

権利確定後		
前事業年度末(株)	15	1,533
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	231
失効(株)	—	3
未行使残(株)	15	1,299
	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前		
前事業年度末(株)	849	—
付与(株)	—	200
失効(株)	—	13
権利確定(株)	849	—
未確定残(株)	—	187
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	849	—
権利行使(株)	15	—
失効(株)	48	—
未行使残(株)	786	—

(注) スtock・オプションの数は、株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成13年ストック・オプション
権利行使価格(円)	22,223	53,334
行使時平均株価(円)	—	106,000
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	108,636	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利行使価格(円)	53,334	53,334
行使時平均株価(円)	—	128,273
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—
	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格(円)	80,000	139,555
行使時平均株価(円)	99,200	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	101,893

(注) 権利行使価格については、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	77.39%
予想残存期間(注) 2	9 年
予想配当(注) 3	0 円 / 株
無リスク利子率(付与日)(注) 4	1.675%

(注) 1 平成18年12月12日に名古屋証券取引所セントレックスに上場いたしました。公開後の日が浅く、十分な量の株価情報を収集することが困難であるため、類似する企業に関する株価情報に基づき株価変動性を見積もり、不足する情報量を補い算定しております。

なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

当社 平成18年12月から平成19年10月まで

類似企業 平成17年10月から平成19年10月まで

2 発行日(平成19年11月26日)から権利行使最終日(平成28年11月25日)までを予想残存期間としております。

3 平成18年10月期及び平成19年10月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年10月31日)		当事業年度 (平成20年10月31日)	
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	
流動資産		流動資産	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
未払費用	22,367	未払費用	28,361
未払事業税	2,825	未払事業税	17,968
未払事業所税	1,156	未払事業所税	1,329
返品調整引当金	8,894	貸倒引当金	1,505
たな卸資産評価損	1,462	返品調整引当金	9,492
繰延税金資産合計	36,706	本社移転費用引当金	6,510
		分割売上否認	15,828
		たな卸資産評価損	1,916
		繰延税金資産合計	82,912
固定資産		固定資産	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
退職給付引当金	15,219	退職給付引当金	16,367
ソフトウェア償却費	11,380	ソフトウェア償却費	4,295
繰延税金資産小計	26,599	その他有価証券評価差額金	771
評価性引当金	18,864	繰延税金資産小計	21,434
繰延税金資産合計	7,735	評価性引当金	771
		繰延税金資産合計	20,663
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	17.9	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4
住民税均等割額等	2.3	住民税均等割額等	0.6
特別税額控除	3.3	特別税額控除	1.3
評価性引当額	121.2	評価性引当額	4.7
その他	1.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.6		

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日）

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日）

項目	当事業年度 (平成20年10月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	71,772
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	71,772
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	—

[前へ](#)

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)

1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	川上陽介	—	—	当社 取締役 会長	(被所有) 直接15.6	—	—	ストック・ オプション の権利行使 ¹	11,840	—	—
役員	野崎慎也	—	—	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接1.7	—	—	ストック・ オプション の権利行使 ²	5,600	—	—
役員	小林恒夫	—	—	当社 監査役	(被所有) 直接0.5	—	—	ストック・ オプション の権利行使 ³	1,200	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

- 平成17年ストック・オプションは行使条件に従い、決定しております。
- 平成13年ストック・オプションおよび平成14年ストック・オプションは行使条件に従い、決定しております。
- 平成18年ストック・オプションは行使条件に従い、決定しております。

2) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	5digistar 株式会社	兵庫県 神戸市 中央区	148,888	ソフト ウェア開 発	(所有) 直接19.6	兼任 2名	ソフト ウェア開 発	資金の貸 付	31,500	—	—
								利息の受 取	173	—	—
								ソフト ウェア開 発の外注	30,000	—	—

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 関連会社との取引条件は一般の取引慣行に基づき決定しております。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
1 株当たり純資産額	45,431円45銭	53,552円39銭
1 株当たり当期純利益	1,331円80銭	8,152円53銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	1,252円48銭	7,762円68銭

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成19年10月31日)	当事業年度 (平成20年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,338,001	1,605,847
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,338,001	1,596,129
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	—	9,718
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	29,451	29,805

2 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益(千円)	38,566	240,744
普通株式に係る当期純利益(千円)	38,566	240,744
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	28,958	29,530
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(株)	1,834	1,483
(うち新株予約権(株))	(1,834)	(1,483)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	— — — —	新株予約権 1 種類(新株予約権の数187個) これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)
(ストック・オプションの付与) 当社は、平成19年11月22日開催の取締役会決議に基づき、平成19年11月26日付けで当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストック・オプションを付与いたしました。その主な内容は次のとおりであります。 (1) スtock・オプションの割当を受ける者及び割当てるストック・オプションの数 当社の取締役 1 名に40個、当社の監査役 2 名に 8 個、当社の従業員65名に152個を割り当てる。 (2) スtock・オプションの目的となる株式の種類及び数 当社普通株式200株 (3) スtock・オプションの発行価額 無償で発行するものとする (4) 発行するストック・オプションの総数 200個 (ストック・オプション 1 個につき普通株 1 株) (5) スtock・オプションの行使に際して出資される財産の価額 ストック・オプション 1 個当たり 139,555円 (1 株当たり 139,555円) (6) スtock・オプションの行使により普通株式を発行する場合における発行価額の総額 27,911,000円 (7) スtock・オプションの行使期間 平成19年11月26日から平成28年11月25日までとする。	-----

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	デジタルカタパルト(株)	800	40,000
		(株) a m 3	5,000	30,000
		(株)ネットディメンション	100	10,000
		(株)モバイルブック・ジェーピー	83	9,960
		N E X C U B E C O , L T D	32,000	7,700
		(株) D G モバイル	200	2,164
計			38,183	99,824

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	20,024	3,080	12,750	10,354	3,974	2,304	6,380
構築物	395	—	395	—	—	54	—
器具及び備品	110,522	28,167	—	138,690	104,133	24,902	34,556
建設仮勘定	—	20,000	—	20,000	—	—	20,000
有形固定資産計	130,942	51,247	13,145	169,044	108,108	27,260	60,936
無形固定資産							
特許権	1,573	1,832	—	3,406	955	273	2,450
商標権	3,099	648	—	3,747	1,425	358	2,322
ソフトウェア	408,951	298,982	155,594	552,338	208,685	126,729	343,653
ソフトウェア仮勘定	3,173	258,638	237,811	24,000	—	—	24,000
その他	10,193	3,512	4,420	9,285	—	—	9,285
無形固定資産計	426,991	563,613	397,826	592,778	211,065	127,360	381,712
長期前払費用	—	15,000	—	15,000	4,375	4,375	10,625

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(千円)

器具及び備品	パソコン、サーバー	27,893
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	237,811
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェアのバージョンアップ	258,638

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(千円)

ソフトウェア	当事業年度に償却の終了したソフトウェア	128,835
	市場販売目的のソフトウェアの売却	26,759

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	14,220	8,160	2.5	平成21年8月
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	8,160	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	22,380	8,160	—	—

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,560	4,756	1,093	466	4,756
返品調整引当金	21,858	23,329	—	21,858	23,329
本社移転費用引当金	—	16,000	—	—	16,000

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替額であります。

2 返品調整引当金の当期減少額(その他)は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	176
預金	
当座預金	6,097
普通預金	620,840
定期預金	46,612
預金計	673,550
合計	673,726

b 受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
図書印刷株式会社	1,067
報映産業株式会社	534
計	1,601

ロ 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成20年11月	534
12月	—
平成21年 1 月	533
2 月	534
計	1,601

c 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
K D D I 株式会社	97,637
ソフトバンク B B 株式会社	69,648
N T T ソルマーレ株式会社	23,352
株式会社ベネッセコーポレーション	21,771
株式会社ソニーコンピュータエンタテインメント	15,750
その他	275,643
計	503,803

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
484,504	2,555,026	2,535,726	503,803	83.4	70.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

d 製品

区分	金額(千円)
パッケージソフトウェア	14,698
計	14,698

e 原材料

区分	金額(千円)
パッケージソフトウェア	45,913
計	45,913

f 仕掛品

区分	金額(千円)
受託制作	31,861
計	31,861

g 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
事務所敷金	181,191

その他	300
計	181,491

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
プライムワークス株式会社	33,663
東京電化株式会社	21,516
株式会社インフォシティ	9,799
株式会社ボイジャー	9,799
株式会社ツインパークス	3,360
その他	22,520
計	100,659

b 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	132,886
未払住民税	30,110
未払事業税	40,793
計	203,790

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月 1 日から10月31日
定時株主総会	毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	10月31日
株券の種類（注）	1 株券、10株券
剰余金の配当の基準日	4 月30日、10月31日
1 単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号 東京証券代行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社の本店および全国各支店
名義書換手数料（注）	無料
新券交付手数料（注）	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりです。 http://www.celsys.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）平成21年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたことから、提出日現在においては、当社は株券不発行会社となっております。

また、これにより株券に係る名義書換手数料、新株交付手数料はございません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等がないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第17期(自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)平成20年 1 月31日関東財務
局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度 第18期中(自 平成19年11月 1 日 至 平成20年 4 月30日)平成20年 7 月23日関東財
務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 1 月30日

株式会社セルシス
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 代 清 和

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岡 本 和 巳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシスの平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月30日

株式会社セルシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 代 清 和

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡 本 和 巳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシスの平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。